

事件名	相続放棄・限定承認の申述の有無の照会	
申請権者	利害関係人（相続人、債権者など） ※相続放棄をした人は、相続人に含まれません。	
管轄	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所	
申立費用	【必要書類等】	【購入先・請求先】
	<input type="checkbox"/> 申立手数料 不要 <input type="checkbox"/> 郵便切手 84円（返信用封筒） ※重量超過で料金が不足する場合には、不足料金受取人払いで送付させていただくことがあります。	
添付書類 （必要に応じてこれ以外の書類を提出していただく場合もあります。）	<input type="checkbox"/> 被相続人の死亡の記載のある戸籍謄本（全部事項証明書）（コピー可） <input type="checkbox"/> 利害関係を証する資料 （相続人の場合） <input type="checkbox"/> 照会者が相続人であることを確認できる戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本（コピー可） ※後順位相続人からの申請の場合、被相続人との関係が分かればよく、被相続人の出生から死亡までの戸籍までは必要ありません。 （債権者の場合） <input type="checkbox"/> 債権の存在を証する書類（コピー可） 契約書、抵当権設定の登記事項証明書、判決書、業務委託証明書など （法人の場合） <input type="checkbox"/> 代表者事項証明書等（原本） （個人の場合） <input type="checkbox"/> 身分証明書（原本の提示かコピーの提出） 運転免許証などの公的な証明書をご提示ください。 健康保険証のコピーを提出される際は、保険者番号及び被保険者等記号・番号をマスクしたものを提出してください。	戸籍謄本等は本籍地の市区町村役場 （ただし、戸籍の請求者との関係によっては最寄りの市区町村役場で請求できる場合があります。） （例：請求者本人分） がありますので、詳しくは市区町村役場にお問い合わせください。
問い合わせ先	岡山家庭裁判所 （本庁受付係） 〒700-0807 岡山市北区南方1-8-42 TEL 086-222-4168 （倉敷支部） 〒710-8558 倉敷市幸町3-33 TEL 086-422-1393 （新見支部） 〒718-0011 新見市新見1222 TEL 0867-72-0042 （津山支部） 〒708-0051 津山市椿高下52 TEL 0868-22-9327 （玉野出張所） 〒706-0011 玉野市宇野2-2-1 TEL 0863-21-2908 （児島出張所） 〒711-0911 倉敷市児島小川1-4-14 TEL 086-473-1400 （玉島出張所） 〒713-8102 倉敷市玉島1-2-43 TEL 086-522-3074 ※ 笠岡出張所管轄分は、倉敷支部で扱います。	